

第7章 推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 市の体制

広範多岐にわたる環境施策を総合的、計画的に実施するため、毎年度進捗状況調査を実施するとともに、関係各課と連絡調整や意見交換等を行います。また、必要に応じ、環境調整会議を開催し、施策の事業化へ向けた検討を行います。

(2) 沼田市環境審議会

沼田市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するために設置する機関で、市民や団体、機関の代表、有識者等で構成されます。市が実施する事業の進捗状況調査の内容やその他計画に関する検討事項について意見・提言を行います。

(3) 事業者、関係団体との連携

環境施策を総合的に実施するためには、事業者や市民が参加する関係団体等との連携や協力が必要です。これらの連携を充実していくとともに、事業の実施を通じ、協力体制を築きます。

(4) 広域的な連携と協力

地球温暖化対策や生物多様性の確保等の問題は、市だけの取組で解決できるものではありません。このような環境問題については、国の動向を踏まえ、県や近隣自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点に立ち取組を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し）のサイクルとして確立させ、計画を推進します。また、毎年度、沼田市環境審議会による進捗状況に関する点検、評価を実施し、結果については「年次報告書」として取りまとめ、毎年公表します。年次報告書により新たな課題が見つかった場合は、次年度の事業に反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、市の計画策定・推進に関しては、沼田市環境審議会へ適時適切に報告を行い、意見を受けながら推進することとします。

